

岩手県遠恋複業促進業務

企画コンペ実施要領

令 和 8 年 2 月

岩手県ふるさと振興部地域振興室

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県遠恋複業促進業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めるものである。

1 本業務の概要

（1）業務件名及び数量

「岩手県遠恋複業促進業務」一式

（2）委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

（3）募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

（4）委託料の上限額

6,110,500円（税込）

※ 令和8年度岩手県一般会計当初予算の議決が得られなかった場合及び否決された場合にあっては、本件業務委託手続を停止することがある。

※ 国庫の採択がされなかった場合にあっては、本件業務委託手続の一部又は全部を停止することがある。

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、企画提案内容によっては、岩手県内に事務所を有する者を優先して選定する場合がある。

また、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記「3 企画コンペ手続等に関する事項」（4）に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- （1）本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41

- 条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成8月7日建振第282号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当課

岩手県ふるさと振興部地域振興室(岩手県庁8階)
住所:〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話:019-629-5184 FAX:019-629-5254
電子メールアドレス:AB0007@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ(<https://www.pref.iwate.jp/>)→県政情報→「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

- 資料1 企画コンペ実施要領(本書)
- 資料2 業務仕様書
- 資料3 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ① 受付期間
令和8年2月24日(火)午後4時まで
- ② 受付場所
岩手県ふるさと振興部地域振興室
- ③ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」に記入の上、電子メールにより提出すること。

④ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載する。

⑤ 回答期限

令和8年3月2日（月）とする。

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

① 提出書類 下記のとおり。

- ・ **【様式 1-2】参加資格確認申請書**
- ・ **【様式 1-3】会社概要及び過去5年間の主な同種事業受託実績**
- ・ 参加資格確認結果の通知用封筒（長型3号封筒に参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、定形郵便物110円分の切手を添付したもの）

② 提出期限 令和8年3月5日（木）午後4時【必着】

③ 提出先 岩手県ふるさと振興部地域振興室（連絡先は上記「(1) 担当課」を参照）

④ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合は、**午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで**の間に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

⑤ 確認結果 参加資格の確認結果は、令和8年3月10日（火）までに文書・電子メール等により通知する。

⑥ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
- ・ 参加資格の確認は、上記「② 提出期限」の日をもって行う。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

① 提出書類 資料2「業務仕様書」で定める書類

② 提出期限 令和8年3月16日（月）午後4時【必着】

③ 提出先 岩手県ふるさと振興部地域振興室（住所等は上記「(1) 担当課」を参照）

④ 提出方法 持参又は郵送による。

- ・ 持参の場合は、**午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで**

の間に持参のこと。

- 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

※ 提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

※ その他、資料2「業務仕様書」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(7) 企画提案の無効

上記「(4) 参加資格の確認」⑥により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- 提出期限を過ぎて提出された提案
- 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(8) 企画コンペ参加の辞退

上記「(4) 参加資格の確認」による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、【様式1-4】「企画コンペ参加辞退届」を、企画提案選考委員会の実施日の前日までに、岩手県ふるさと振興部地域振興室（住所等は上記「(1) 担当課」を参照）に持参又は郵送により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 委託業務概要」(4)の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 選考委員会の開催

① 開催日時（予定） 令和8年3月24日（火）

※ 一次審査の実施（後述）などにより、開催時期が変更となる場合がある。詳しくは別途通知する。

② 開催場所（予定） 盛岡地区合同庁舎8階「講堂A」

③ 開催方法等

- 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコンの使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、事前に県に連絡することとする。なお、追加資料等の提出は認めない。

- ・ プレゼンテーションの順番は、企画提案書提出の受付順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1者当たり 25 分（説明 15 分、質疑応答 10 分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
- ・ 参加者が 5 者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された 5 者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が 5 者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(3) 受託候補者の決定

- ① 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。
- ② 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ③ 第 1 順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

（2）**契約保証金** 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 追加事業との関係

県は、年度途中に必要と認めた事業については、受託候補者が行った企画提案以外のものでも、直接他の事業者と契約を締結する場合がある。

(5) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日からおおむね 15 日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

(6) その他

本事業は、会計検査院による実地検査の対象となる。

6 公正な企画コンペの実施の確保

- ① 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- ③ 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- ④ 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画

コンペの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 企画コンペ参加にあたっての留意事項

- ① 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- ② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があつた場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

[参考：本企画コンペに関するスケジュール]

- | | |
|---------------------|----------------|
| ①「実施要領等に関する質問票」提出期限 | 2月24日（火）午後4時まで |
| ②質問事項に対する最終回答 | 3月2日（月） |
| ③「参加資格確認申請書」提出期限 | 3月5日（木）午後4時まで |
| ④参加資格確認結果の通知 | 3月10日（火） |
| ⑤「企画提案書」等提出期限 | 3月16日（月）午後4時まで |
| ⑥企画提案の審査（プレゼンテーション） | 3月24日（火） |
| ⑦委託候補者決定 | 3月下旬 |
| ⑧委託予定者見積書提出 | 3月下旬 |
| ⑨委託契約締結 | 4月上旬 |

